（予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給の申請等）

第九十七条の五　法第七十三条の三第一項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2　防衛大臣又はその委任を受けた者は、前項の給付金支給申請書を受理したときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合にはその額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。

（委任規定）

第九十七条の六　この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の三第一項の給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第百二条の五第五項中「第百二条の七」を「第百二条の八」に改める。

第百二条の十三中「第六節第二款」を「第六節第三款」に改め、第五章第八節第二款中同条を第百二条の十四とし、同節第一款中第百二条の十二を第百二条の十三とし、第百二条の十一を第百二条の十二とする。

第百二条の十第三項中「第百二条の十第一項」を「第百二条の十一第一項」に、「第百二条の十三」を「第百二条の十四」に改め、同条を第百二条の十一とし、第百二条の九を第百二条の十とし、第百二条の八を第百二条の九とする。

第百二条の七中「前節第二款」を「前節第三款」に改め、第五章第七節第二款中同条を第百二条の八とする。

第五章第七節中第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款　即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第百二条の七　前節第二款の規定は、即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金について準用する。この場合において、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五第一項及び第九十七条の六中「法第七十三条の三第一項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項」と、第九十七条の四（見出しを含む。）中「法第七十三条の三第一項第二号」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十七号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

府令

○内閣府令第四十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定教育・保育施設の利用定員の届出の手続） **第三十条**　法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。 一～四　略 （準用） **第三十二条**　第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。	（特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続） **第三十条**　法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。 一～四　同上 （準用） **第三十二条**　第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）第二条、第三条、第四条第一項及び第二項第二号、第五条第二号及び第四号並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　林　芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

（年次別収容定員の算定方法）

第二条　令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。